

静岡市海洋文化拠点施設の学術コンテンツの集積等に係る協力に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と東海大学海洋学部（以下「乙」という。）は、平成27年2月17日付けで甲と東海大学との間で締結した「静岡市と東海大学との包括連携に関する協定書」に基づき、海洋・地球科学の情報を発信し、海や地球への理解を深めるため、甲が定める静岡市海洋文化拠点施設基本計画（平成31年2月策定）に基づき整備する「静岡市海洋文化拠点施設」の学術コンテンツの集積等に係る協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が整備する「静岡市海洋文化拠点施設」の学術コンテンツの集積等に係る甲と乙の協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 甲が整備する「海洋・地球総合ミュージアム（仮称）」（以下「ミュージアム」という。）の展示、甲がミュージアム施設外で実施する海洋・地球科学の情報を発信する活動に係る画像、映像等のコンテンツの乙から甲への提供に関する事項
 - (2) 甲が整備するミュージアムの展示物に係る科学的根拠の乙による確認及び監修に関する事項
 - (3) 乙が保有する展示物、分析機器、データ・サンプル等の甲への貸与
 - (4) 乙が実施する海洋・地球科学の情報を発信する活動に係るミュージアムに利用に係る手続きに関する事項
 - (5) 静岡市の周辺の企業との連携又は交流機会の創出に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協力に関して必要な事項
- 2 甲は、前項各号の事項の遂行に当たり、乙の教職員のアドバイスを受けることができる。
- 3 甲及び乙は、第1項各号及び前項に掲げる事項の実施においては、国内外の関係法令を遵守するとともに、それぞれが定める諸規程に基づき必要な手続を経るものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項各号及び第2項に掲げる事項を実施するため、必要に応じ、別に実施取決め等を締結するものとする。

（公開）

第3条 甲は、この覚書の目的を達成するために乙から甲へ提供する情報について、第三者から公開を求められたときは、乙とあらかじめ協議した上で、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）に基づき処理するものとする。

(知的財産の取扱い)

第4条 甲及び乙は、この覚書の目的を達成するために提供する事項に係る知的財産権等の取扱いについては、個別の案件ごとに甲、乙協議の上、定めるものとする。

(委託等)

第5条 甲は、第2条各号の事項の実施を第三者に外注、下請け又は委託（以下これらを「委託等」という。）をしてはならない。ただし、甲が委託等の方法、業務の範囲、相手先の条件等の内容を乙に通知し、あらかじめ乙が文書により承認した場合は、この限りでない。

2 甲は、前項ただし書の規定により委託等をした場合において、委託等をする第三者（以下「事業協力者」という。）の行為により、乙に損害が発生した場合には、事業協力者の行為は、全て甲の行為とみなし、甲がこの覚書に基づいてその責任を負担するものとする。

3 甲は、第1項ただし書の規定により委託等をする場合には、事業協力者に対して、この覚書に基づいて甲が乙に対して負担する義務と同一の義務を負わせなければならない。

(有効期間等)

第6条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から2020（令和2）年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の3月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して少なくとも1月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、この覚書を解約することができる。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この覚書の締結の証とするため、この覚書を2通作成し、甲、乙双方記名、押印の上、各自1通を保有する。

2019（令和元）年10月1日

甲
静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長

田辺 信宏



乙
静岡県静岡市清水区折戸三丁目20番1号
東海大学海洋学部長

秋山 信彦

